

意見書

平成 25 年 2 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 650-0027

(ふりがな)

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目
3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階
(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな) でいいえすえるじぎょうしゃきょうぎかい

氏名 DSL 事業者協議会

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共協会の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

・エントリーメニューについて

エントリーメニューは、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ F T T H サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、3年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、その効果については疑問を持たざるを得ません。

総務省殿におかれましては、我々地域のDSL事業者が、今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。

・接続料と利用者料金との関係について

シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されます。よって、総務省殿が実施するスタックテストについては、総務省殿が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方（妥当とする分岐あたりのユーザ数、対象とする設備範囲（例：OSU～ONU等）を公開し、その基準が適当かどうかを検証できるようにすべきです。

なお、現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿（2年目：実質3,570円）・NTT西日本殿（8年目：3,790.5円）で提供をされています。しかし、事業者がFTTHサービスを提供するため、NTT東西殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せすると、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。

また、NTT東西殿は販売施策として各種キャンペーンを実施しています。例えば、基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くというものです。それらには、キャンペーン名を変えることで実質的には定常割引サービスと考えられるものも存在し、利用者からすると、キャンペーンを加味したものが利用者料金（基本料）であるといえます。

よって、接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて評価を行うべきと考えます。仮にキャンペーンを除外とした場合は、キャンペーンという本施策からの抜け道を用意することと同じといえます。

総務省殿におかれましては、公正競争の観点から実勢利用者料金を把握したうえで、そ

の利用者料金についてはスタックテストの結果として公開頂きたいと考えます。

以上